

四万十市職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

四万十市中村東町1丁目2番18号 永野 和久

四万十市下田1525番地 岩瀬 幸吉

四万十市名鹿303番地9 渡辺 晶弘

2 請求の内容

(1) 請求の要旨（原文登載）

四万十市の公式ホームページに掲載されている、令和5年度四万十市ふるさと応援寄附金の実績には、29,107,000円が財務会計上不正に処理されており、財産の管理を怠る事実が明らかに認められる。

この、四万十市長の財産の管理を怠る事実は、地方自治法第148条「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」並びに地方自治法第149条第5項「会計を監督すること。」及び第6項「財産を取得し、管理し、及び処分すること。」に抵触しており不当である。さらに、四万十市ふるさと応援寄附条例第3条「寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、四万十市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。」並びに四万十市ふるさと応援寄附条例施行規則第6条「市長は、毎年度、寄附金の運用状況について、市の広報紙及び公式ホームページに掲載するものとする。」に照らし違法である。

また、財務会計上の不正処理の事実は、地方自治法第167条第1項「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。」に照らし、四万十市副市長の責任も明らかであり違法である。

以上のことより、令和5年度四万十市ふるさと応援基金の実績における財務会計上の不正な処理について、その事実関係を監査し、その要因と理由を四万十市民に公表するとともに、地方自治法、四万十市ふるさと応援寄附条例及び四万十市ふるさと応援寄附条例施行規則に違反する場合は、四万十市に返還させるよう四万十市長中平正宏に勧告するとともに、四万十市副市長田能浩二の職員の担任する事務の監督について、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(2) 事実証明書

事実証明書1 行政情報公開決定通知書 6四企第543号 令和7年1月24日

事実証明書2 令和4年度「ふるさと応援寄附金 寄附金の実績」更新伺 令和5年6月21日

事実証明書3 令和5年度「ふるさと応援寄附金 寄附金の実績」更新伺 令和6年7月2日

事実証明書4 起案用紙（委員会記録伺）「令和3年8月24日総務常任委員会」

3 請求の要件審査

本件請求は、令和7年2月5日に受付け、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和7年2月7日付でこれを受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和7年2月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

なお、提出された証拠は下記のとおりである。

証拠1 令和2年度四万十市ふるさと応援寄附金の実績

証拠2 令和3年度四万十市ふるさと応援寄附金の実績

証拠3 ふるさと応援基金の実績集計表（令和元年度～令和5年度）

証拠4 起案用紙（委員会記録用）「令和4年2月15日総務常任委員会」

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、以下の2点について請求人の主張に基づく措置をとることが認められるかについて監査を実施した。

(1) 措置1

四万十市の公式ホームページに掲載されている令和5年度四万十市ふるさと応援寄附金の実績に29,107,000円の財務会計上不正な処理がされていることを確認し、地方自治法、四万十市ふるさと応援寄附条例及び四万十市ふるさと応援寄附条例施行規則に違反する場合は市に返還させるよう市長に勧告を行う。

(2) 措置2

財務会計上の不正処理は、地方自治法第167条第1項に照らし、副市長の責任も明らかで違法であることを確認し、必要な措置をとる。

3 監査対象機関

四万十市企画広報課

四万十市財政課

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 四万十市ふるさと応援寄附金について

四万十市ふるさと応援寄附金（以下この項において「寄附金」という。）については、四万十市ふるさと応援寄附条例（平成20年条例第27号。以下「条例」という。）において、その目的を「四万十市を応援しようとする個人、法人その他団体から広く寄附金を募り、その寄附金を活用して寄附者の意向を反映した施策を展開することで、個性豊かで魅力あるふるさとづくりに資すること」（第1条）とし、「寄附者は、自らの寄附金の使途を市長が別に定める事業（以下「使途事業」という。）のうちから指定でき」（第2条）、「寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、四万十市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する」（第3条）と定められている。

(2) 使途事業について

使途事業は、四万十市ふるさと応援寄附条例施行規則（平成20年規則第15号。以下「規則」という。）第2条に定められており、「ふるさとの環境と景観を守る事業」「ふるさとの人（高齢者、子どもなど）を守り育む事業」「ふるさとの産業を守り育む事業」「ふるさとのイベントを守り育む事業」「ふるさとを災害から守る事業」「その他市長が必要と認める事業」の6つの事業に区分されている。

ただし、令和2年5月29日の規則改正により、令和3年3月までの間は、「新型コロナウイルス感染症対策の事業」を加えた7つの事業が使途事業とされていた。

(3) 基金充当について

基金充当については、財政課及び企画広報課が予算編成時にそれぞれの使途事業に応じて振り分け、予算補正及び決算調整時に見直しを行い、決算時に使途事業の歳出、特定財源及び充当について財政課が資料を作成し、企画広報課がこの案を基に基金の取崩しを行っている。

なお、一般的に基金の取崩しについては、各年度において財源不足が生じた際に取崩しを行う場合と事業実施に応じて取崩しを行う場合があり、ふるさと応援基金については使途事業において財源の手当が十分なされる場合は取崩しを行わず、後年度の事業に備えることとしている。本市一般会計では令和元年度から令和5年度において2億円を超える黒字で、特に令和3年度は8億円を超える黒字となっている。この期間における使途事業については、継続的な事業実施が認められた。令和3年度は、一部事業に基金を充当したものの、他の事業については基金を取り崩すことなく実施されている。

(4) 寄附金の運用状況の公表について

規則第6条の規定により、「広報しまんと」（令和5年度の運用状況については、令和6年7月号に掲載）及び四万十市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載されている。

ホームページに掲載されている運用状況のうち、事実証明書2及び3と対応する表が、次の表1から表4までとなる。

なお、現在ホームページに掲載されている「ふるさと応援寄附金 寄附金の実績」は令和7年2月6日に更新されているが、今回の請求は令和7年2月5日に受付けしていることから、事実証明書3と内容が合致する更新前の表で確認を行うこととする。

表1 令和4年度末現在の寄附金の残高等

◆寄附金の残高等 ※令和4年度末現在

事業の種類（使途）	寄附累計額(円)	活用累計額(円)	残高(円)
環境と景観を守る事業	807,900,328	384,205,467	423,694,861
人（高齢者、子どもなど）を守り育む事業	456,481,677	193,446,825	263,034,852
産業を守り育む事業	158,372,533	73,544,178	84,828,355
イベントを守り育む事業	32,670,432	4,730,000	27,940,432
災害から守る事業	145,516,165	45,791,265	99,724,900
市長が必要と認める事業（市長にお任せ）	923,400,040	161,656,819	761,743,221
新型コロナウイルス感染症対策の事業	80,856,335	58,551,000	22,305,335
計	2,605,197,510	921,925,554	1,683,271,956

表2 令和5年度の事業の種類（使途）別の寄附金額

◆事業の種類（使途）別の寄附金額

事業の種類（使途）	件数	金額(円)
環境と景観を守る事業	7,822	163,440,500
人（高齢者、子どもなど）を守り育む事業	5,752	109,540,000
産業を守り育む事業	2,029	39,587,000
イベントを守り育む事業	406	8,017,000
災害から守る事業	1,895	32,556,500
市長が必要と認める事業（市長にお任せ）	14,518	247,791,100
合計	32,422	600,932,100

表3 令和5年度の寄附金活用実績

◆令和5年度の寄附金活用実績

ご寄附の際に指定していただいた事業の種類(使途)に沿って、次の事業に活用させていただきました。

事業の種類（使途）	事業名	金額（円）
環境と景観を守る事業	住宅太陽光発電システム設置等補助、剪定木堆肥化、入田ヤナギ林整備、学遊館管理運営、市立公園等管理・整備	108,572,000
人（高齢者、子どもなど）を守り育む事業	介護職員初任者研修事業、中山間地域介護人材確保、住宅改造支援（高齢者）、子育て支援団体活動促進補助、不妊治療費助成、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、学校支援地域本部、小学校遊具更新、放課後等学習支援、放課後子ども教室推進、放課後学びの場充実	54,653,000
産業を守り育む事業	ぶしゅかん普及促進事業、わさび栽培実証実験、四万十農園運営、内水面漁業振興対策、商店街等活性化補助、チャレンジショップ事業補助、特産品販売促進、しまんとトロリーバス運行	18,418,000
イベントを守り育む事業	西土佐産業祭、しまんと市民祭、四万十川ウルトラマラソン、龍馬world in 四万十開催補助、よさこい四万十開催支援	10,146,000

事業の種類（使途）	事業名	金額（円）
災害から守る事業	地域防災体制整備、地震津波対策、市街地排水処理整備	12,430,000
市長が必要と認める事業（市長にお任せ）	出合いのきっかけ応援、保育給食無償化、具同保育所移転、スクールミールなかむらみなみ改修、商店街等活性化事業	124,326,000
コロナ対策事業		20,942,000
合計		357,652,000

表4 令和5年度末現在の寄附金の残高等

◆寄附金の残高等 ※令和5年度末現在

事業の種類（使途）	寄附累計額(円)	活用累計額(円)	残高(円)
環境と景観を守る事業	971,340,828	492,777,467	478,563,361
人（高齢者、子どもなど）を守り育む事業	566,021,677	248,099,825	317,921,852
産業を守り育む事業	197,959,533	93,227,178	104,732,355
イベントを守り育む事業	40,687,432	25,325,000	15,362,432
災害から守る事業	178,072,665	54,672,265	123,400,400
市長が必要と認める事業（市長にお任せ）	1,171,191,140	285,982,819	885,208,321
新型コロナウイルス感染症対策の事業	80,856,335	79,493,000	1,363,335
計	3,206,129,610	1,279,577,554	1,926,552,056

ア 「令和5年度の寄附金活用実績」（表3）について

- (ア) 表3について、事業の種類（使途）別の活用実績額を合計したところ、349,487,000円となり、合計欄の357,652,000円に対し、8,165,000円の差額が生じる。このため、企画広報課に確認したところ、転記誤り等により2つの事業において次のとおり金額の錯誤があることが判明した。

単位：円

事業の種類（使途）	誤	正	差額
イベントを守り育む事業	10,146,000	20,595,000	10,449,000
災害から守る事業	12,430,000	10,146,000	△ 2,284,000
合計	22,576,000	30,741,000	8,165,000

- (イ) 表3の中で、「コロナ対策事業」20,942,000円だけ事業名が記載されていないことについて、企画広報課に確認を行った。その結果、「コロナ対策事業」として保育給食無償化（公立保育所へ通う3歳以上の保育給食についての無償化）に活用しているが、「市長が必要と認める事業（市長にお任せ）」に保育給食無償化（ただし、こちらは民間の幼稚園等へ通う3歳以上の保育給食についての無償化）の記載がある為、両欄に記載すると紛らわしいのではないかと考え、混乱を避けて記載していなかったことが分かった。また、財政課の説明により、「コロナ対策事業」として全ての保育給食無償化を行いたかったが、寄附金残額が不足した為、「市長が必要と認める事業（市長にお任せ）」として、民間の幼稚園等へ通う3歳以上の保育給食についての無償化に充当したことが分かった。

イ 「令和5年度末現在の寄附金の残高等」（表4）について

計算上、「令和4年度末現在の寄附金の残高等」（表1）に「令和5年度の事業の種類（使途）別の寄附金額」（表2）を加算し、「令和5年度の寄附金活用実績」（表3）を差し引いた金額が、表4の「令和5年度末現在の寄附金の残高等」と合致しなければならない。しかし、下表のと通りの計算結果となる。

単位：円

事業の種類（使途）	残高		差額
	表1＋表2－表3	表4	
環境と景観を守る事業	478,563,361	478,563,361	0
人（高齢者、子どもなど）を守り育む事業	317,921,852	317,921,852	0
産業を守り育む事業	105,997,355	104,732,355	1,265,000
イベントを守り育む事業	25,811,432	15,362,432	10,449,000
災害から守る事業	119,851,400	123,400,400	△ 3,549,000
市長が必要と認める事業（市長にお任せ）	885,208,321	885,208,321	0
新型コロナウイルス感染症対策の事業	1,363,335	1,363,335	0
合計	1,934,717,056	1,926,552,056	8,165,000

ただし、ア(7)で確認したとおり、「イベントを守り育む事業」と「災害から守る事業」については、令和5年度の寄附金活用実績が錯誤していることから、正しい金額で再計算すると下表のとおりとなる。

単位：円

事業の種類（使途）	残高		差額
	表1＋表2－表3 （錯誤修正後）	表4	
環境と景観を守る事業	478,563,361	478,563,361	0
人（高齢者、子どもなど）を守り育む事業	317,921,852	317,921,852	0
産業を守り育む事業	105,997,355	104,732,355	1,265,000
イベントを守り育む事業	15,362,432	15,362,432	0
災害から守る事業	122,135,400	123,400,400	△ 1,265,000
市長が必要と認める事業（市長にお任せ）	885,208,321	885,208,321	0
新型コロナウイルス感染症対策の事業	1,363,335	1,363,335	0
合計	1,926,552,056	1,926,552,056	0

「産業を守り育む事業」と「災害から守る事業」において、なお差額が生じる。これについて、企画広報課は、「寄附金の残高等を管理するデータファイルが概要版と詳細版の2種類あり、前担当は詳細版で管理していた。概要版については情報が正しく更新されていない状態であった。本来公表する際には、前担当が管理していた詳細版のデータファイルを使用して公表すべきであった。しかしながら、前担当との引継ぎができておらず、現担当は寄附金の残高等が誤った状態の概要版のデータファイルを使用し公表した」としている。

即ち、ホームページ上に公表された令和5年度の寄附金活用実績（表3）及び令和5年度末現在の寄附金の残高等（表4）において金額の錯誤があったということになる。

錯誤修正後は次の表のとおりとなる。

単位：円

事業の種類（使途）	残高		差額
	表1＋表2－表3 (錯誤修正後)	表4 (錯誤修正後)	
環境と景観を守る事業	478,563,361	478,563,361	0
人（高齢者、子どもなど）を守り育む事業	317,921,852	317,921,852	0
産業を守り育む事業	105,997,355	105,997,355	0
イベントを守り育む事業	15,362,432	15,362,432	0
災害から守る事業	122,135,400	122,135,400	0
市長が必要と認める事業（市長にお任せ）	885,208,321	885,208,321	0
新型コロナウイルス感染症対策の事業	1,363,335	1,363,335	0
合計	1,926,552,056	1,926,552,056	0

2 監査委員の判断

以上の監査結果を総合的に考慮して、次のとおり判断する。

- (1) 措置1（四万十市の公式ホームページに掲載されている令和5年度四万十市ふるさと応援寄附金の実績に29,107,000円の財務会計上不正な処理がされていることを確認し、市に返還させるよう市長に勧告を行うこと）について

令和5年度四万十市ふるさと応援寄附金の実績には、企画広報課がホームページに掲載する際に生じた金額の錯誤と、事業名の未記載という事実があったが、使途目的以外で活用し、あるいは、本来の使途目的以外で活用する為に意図的に基金に積み立てたという事実は認められない。

また、新型コロナウイルス感染症対策の事業として20,942,000円を保育給食無償化に活用したことについては、新型コロナウイルス感染症の流行が企業活動や市民生活にも大きな影響を及ぼし、経済的困窮による事業者支援等をする中で、子育て世代への支援をしたものであり、裁量権の逸脱又は濫用とはいえず、財産の管理を怠る違法な行為ではないと思料する。

したがって、令和5年度四万十市ふるさと応援寄附金の実績に財務会計上の不正な処理の事実はないと判断する。

- (2) 措置2（財務会計上の不正処理は、地方自治法第167条第1項に照らし、副市長の責任も明らかで違法であることを確認し、必要な措置をとること）について

前述のとおり、財務会計上の不正な処理の事実はないことから、副市長に対して取るべき必要な措置はないと判断する。

- (3) 結論

上記(1)(2)から、措置1及び措置2についての請求人の主張には理由がないため、法第242条第11

項の規定による監査委員の合議により、本件請求を棄却する。

3 意見

ふるさと応援寄附金に関するホームページ上の情報に誤りがあったことは、決裁権者である課長及び課長補佐が十分に確認したうえで決裁していれば未然に防止できたことであり、遺憾である。

ふるさと納税の意義の一つに、「納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。」(出典:「ふるさと納税の理念」総務省HP (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/)) というものがある。ふるさと応援寄附金担当課は、一人一人の寄附者から、応援したい地域として数ある自治体の中から四万十市を選んでもらっているということを念頭に、ホームページの内容はその方々にその使い道をお知らせするために掲載しているということを常に認識し、掲載内容に誤りがないかの確認を含め、修正する場合の閲覧者への配慮等に留意して取り組むこと、職員の異動等による事務の引継ぎにあたっては、事務引継書に詳細を記載し、資料確認等を実施すること、事業内容及び数値の確認にあたっては、一人の職員に任せきりにすることなく複数人で実施することに留意し、その処理の適正を期することを意見として付け加える。